

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○地籍調査の成果の認証 (土地水政課)	一	○矢来用水堰土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)	一一
○平成十九年度災害共済事業経営状況 (管 財 課)	二	○荒川中部土地改良区の定款変更認可 (〃)	一一
○男女共同参画推進センター情報システム構築業務委託に関する入札公告 (男女共同参画推進センター)	二	○青毛堀用悪水路土地改良区の定款変更認可 (〃)	一一
○鳥獣保護区の指定の案の公告 (自然環境課)	七	○桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	一一
○鳥獣保護区の変更の案の公告 (〃)	七	○鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発事業に係る事業計画の変更認可 (市街地整備課)	一一
○大規模小売店舗(既存店)の変更に関する公示(商業支援課)	八	○桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合の事業計画の変更 (〃)	一二
○大規模小売店舗の変更に関する公示 (〃)	九	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	一二
○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (〃)	一〇	〃	一二
○平方領々家土地改良区の役員退任届 (さいたま農林)	一〇	〃	一二
○清算法人平方領々家土地改良区	一〇	○県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する入札公告	一二

の清算人就任届

(さいたま農林)

(特別支援教育課)

○県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する入札公告 (〃)	一四	○更 (杉戸県土)	二二
○	一六	○県道蓮田白岡久喜線の供用の開始 (〃)	二三
○	一七	○開発行為に関する工事の完了公告 (〃)	二四
○	一九	○	二四
○一般国道二百五十四号の区域の変更 (川越県土)	二二	○WTOに基づく灯油(8月・9月分)の購入に関する契約の相手方等の公示 (経営管理課)	二四
○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)	二二	○がんセンター デジタル一般撮影装置一式の購入に関する一般競争入札公告 (〃)	二四
○	二三	○循環器・呼吸器病センター生化学分析システム一式の賃貸借に関する一般競争入札公告 (〃)	二六
○	二三	○古物商の許可取消し (生活安全企画課)	二八
○県道上尾久喜線の区域の変更 (杉戸県土)	二三		
○県道上尾久喜線の区域の変更 (〃)	二三		
○県道蓮田白岡久喜線の区域の変更 (〃)	二三		

告示

埼玉県告示第千二百号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田 清司

調査を行った者の名称	時期	成果	調査を行った区	認年月日証
秩父市	平成十八年度 平成十九年度	地籍図 二十六枚 地籍簿 一冊	地 区 強石第一地区 (大滝の一部)	平成二十年八 月八日

埼玉県告示第千百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定により、財団法人都道府県会館から平成十九年度建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

- 平成二十年八月十五日
埼玉県知事 上田清司
- 一 建物共済事業
分担金その他収入
一、八二七、三七八、三八三円

災害共済金、経費その他支出
九五七、三〇二、四八六円

正味財産

二二、五九九、七八二、二七五円

二 機械損害共済事業

分担金その他収入

七六六、九六二、一三五円

災害共済金、経費その他支出

二二一、九五二、〇二八円

正味財産

六、八七二、二七〇、一〇七円

埼玉県告示第千百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 調達内容
- (1) 購入等件名及び数量
男女共同参画推進センサー情報システム構築業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限

平成21年3月20日(金)まで

- (4) 履行場所
埼玉県男女共同参画推進センサー所長が指定する場所
- (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 公告の日前5年間に、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、都道府県等との間で情報システムの開発の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2 埼玉県男女共同参画推進センサー管理担当 辻、夏目 電話048-601-3111(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成20年9月11日(木)まで上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

- ア 場所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2 埼玉県男女共同参画推進センター4階 セミナー室5
- イ 日時 平成20年9月26日(金) 午前10時
- (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
- ア あて先 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2 埼玉県男女共同参画推進センター管理担当
- イ 受領期限 平成20年9月25日(木) 午後5時(必着)
- ウ 提出方法 書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成20年9月11日(木) 午後5時までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならぬ。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 提出書類 本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。
- (7) 落札者の決定方法
- ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。
- (7) 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。
- (4) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表の必須項目をすべて満たしていること。
- イ 企画提案書の提案内容が、評価表の必須項目についてすべて記述された者には、評価表に示す各項目の加点の上限の範囲内で、提案内容の評価に応じた技術点を与えるものとする。
- ウ 入札価格については、次の式により換算し、価格点を与えるものとする。

$$\text{価格点} = 1,000 \times (1 - (\text{入札金額} \times 1.05 / \text{予定価格}))$$
- エ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、これも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。
- (8) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格 設定する。(調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)
- (9) 手続における交渉の有無

無

(10) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年8月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。

(11) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(12) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Development of the Information System of the Gender Equality Center, Saitama Prefectural Government.

(2) Deadline for Submissions

By registered mail : 5 : 00 pm, September 25, 2008.

In person : 10 : 00 a.m., September 26, 2008.

(3) Contact Point for More Information

Management Group of the Gender Equality Center, Saitama Prefectural Government, Shintoshin 2-2, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0081
Telephone: 048-601-3111

別記

提案書評価表

大区分	中区分	小区分	項番	記述内容	加点上限	必須項目	
1 全般的事項					180		
1 基本的事項			1	システム構築の目的を理解し、埼玉県男女共同参画推進センターの現状を踏まえた提案となっていること。	10	必須	
			2	①サービスレベルアグリーメントに対する考え方を記述すること。 ②障害の予防・復旧方法について記述すること。	20	必須	
			3	①システムに修正・拡張等が生じる場合、その対策方法と費用の考え方について、具体的に記述すること。 ②データ量の増加や最大利用人数の増加に対する対策を具体的に記述すること。 ③制限事項がある場合は具体的に記述すること。	40	必須	
			4	①都道府県、研究機関、大学等での稼働実績の状況について記述すること。 ②シングルクライアント型システムへの対応実績があれば記述すること。	30		
			5	システムへのデータの取り入れ方法及びデータの出力方法について記述すること。	40	必須	
			6	システム全体のセキュリティ対策について、具体的に記述すること。	20	必須	
			7	信頼性についての考え方、仕組み、信頼性を得るための方法について具体的に記述すること。	20	必須	
2 各システム要件					490		
1 システム全体			1	①本システム構築にあたり基本的な考え方を記述すること。 ②アピールポイントを記述すること。	40	必須	
			2	①機器の突発的な故障へのシステムでの対応を記述すること。 ②特に冗長化構成などの工夫箇所を具体的に述べること。 ③システムやデータのバックアップについて、その方法と費用対効果について他の場合との比較で具体的に記述すること。	40	必須	
			3	①外部からの侵入対策及び攻撃等への対応を具体的に述べること。 ②ログの取得できる範囲や保存期間を具体的に述べること。 ③各サーバーの同期同期の対応を述べること。	100	必須	
			4	①将来的に外部回線の高速度化に対応できるシステム構築であるか記述すること。 ②本システムに追加するシステムが生じた場合の対応が可能であるか記述すること。(本システム既存のサブシステムの変更を含む。)	40	必須	
			5	構築業者以外の業者が運用を行う場合に、GUI等で操作ミスがない管理運用が行えるかの可否及び根拠を具体的に記述すること。	30	必須	
			6	①本調達機器で利用するソフトウェアのメーカーサポート期間を記述すること。 ②OSのバッチの適用やバッチ対応について記述すること。	30	必須	
			1	1 基盤システム	14	30	必須

2 各部の機能	2 情報提供システム	15	①ホームページを簡易な手段で作成でき、機能的・視覚的に有効な作成支援について具体的に記述すること。 ②Webブラウザセキュリティ及びユーザーセキュリティへの対応について具体的に記述すること。	30	必須
	3 相談システム	16	サーバ上に蓄積されたデータについて、情報漏洩等を防止するための保護及び管理の方法について具体的に記述すること。	30	必須
	4 書誌管理システム	17	書誌の一連の業務(トータル管理)を効率的に運用するための工夫について具体的に記述すること。	30	必須
	5 施設管理システム	18	予約から入金に至る機能全般についてイメージ図・フロー図等を用いて具体的に記述すること。	30	必須
	6 視聴覚システム	19	①本システムは、不特定多数の利用者に貸し出すことを想定しているため、ウイルス対策及び論理的に分けられた業務用端末が接続されたネットワークへの接続防止対策について具体的に記述すること。 ②クライアント/パソコンの環境復元の方法について具体的に記述すること。	30	必須
	3 その他	追加記述	20	システム全般で有益なものがあれば記述すること。	30
3 開発業務に関する要件					
1 開発計画		21	本業務遂行のためのスケジュール(各工程の作業項目及び役割分担)について記述すること。	20	必須
2 開発体制		22	本業務の開発体制、開発に関する責任分担及び従事する要員の保有資格又は経験について具体的に記述すること。	20	必須
3 データ移行		23	データ移行の手順、方法及びスケジュール(各工程の時期、作業項目及び役割分担)について具体的に記述すること。	60	必須
		24	過去においてデータ移行を実施したシステム、移行項目、件数等の実績を記述すること。	40	
4 運用・保守		25	①システムの保守体制及び業務内容について記述すること。 ②データのバックアップ方法について具体的に記述すること。 ③プログラム修正後のプログラム及びドキュメントの管理方法について記述すること。 ④プログラムのバージョンアップに対する対応及び費用の考え方について記述すること。	40	必須
5 今後の開発経費及び運用経費見積		26	①平成21年度～25年度の運用に関する経費及び積算根拠を記述すること。 ②通常想定されるシステム修正、拡張及びバージョンアップに係る経費を記述すること。 ③積算根拠には、工数(人日等)と、工数を金額に置き換える際の単価を記述すること。	60	必須

6 研修	27	職員に対する研修について、仕様書に基づき研修計画及び研修実施方法等について具体的かつ明確に記述すること。	10	必須
7 その他	28	その他開発、移行、導入及び保守運用について有益な提案があれば記述すること。	20	
4 その他	29	①本システムを稼働するために想定されるハードウェア構成及びハードウェア要件を記述すること。 ②本システムは、シンククライアントとしての運用も想定しているため、シンククライアントへの対応方法と構成を記述すること。 ③ハードウェア調達に関して、開発システムを運用するに際し、必要となる費用を記述すること。他に必要となるライセンス等がある場合は、すべての経費を漏れなく記述すること。	60	必須
合計点数			1000	

埼玉県告示第千百五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定したので、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(以下「指針案」という。)を縦覧に供する。

なお、同法第二十八條第五項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

まつぶし緑の丘公園鳥獣保護区

二 区域

北葛飾郡松伏町大字大川戸地内における、まつぶし緑の丘公園一円。(一)

十六・五ヘクタール)

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 指針案

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

五 縦覧場所

イ 埼玉県環境部自然環境課

ロ 埼玉県越谷環境管理事務所

六 縦覧期間

平成二十年八月十五日から平成二十年八月二十九日まで

七 意見書提出先

埼玉県環境部自然環境課

埼玉県告示第千百六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條第一項の規定により指定した鳥獣保護区を次のとおり変更したので、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(以下「指針案」という。)を縦覧に供する。

なお、同法第二十八條第五項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

かわせみ河原鳥獣保護区

二 区域

大里郡寄居町大字桜沢地内における

一般国道二百五十四号と一級河川荒川

左岸河川境界との交点を起点とし、同地点から一般国道二百五十四号に沿って北に進み、寄居町道三千三百三十号線との接点に至り、同地点から同町道三千三百三十号線に沿って北のち東に進み、寄居町道三千三百三十五号線との接点に至り、同地点から同町道三千三百三十五号線に沿って南東のち東に進み、さらに同町道三千三百三十五号線東方延長線上を進み、大里郡寄居町と深谷市との境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、同地点から同左岸河川境界を南東に進み、深谷市道花幹九号線との接点に至り、同地点から深谷市道花幹九号線の延長線上を南に進み、一級河川荒川堤外地の大里郡寄居町と深谷市との境界に至り、同境界を北西に進み、一級河

川荒川と一級河川塩沢川の合流点から北東方向延長線上の接点に至り、同地点から同延長線上を南西に進み、寄居町道三千九百七十七号線との接点に至り、同地点から同町道三千九百七十七号線に沿って南西に進み、寄居町道二百二十九号線との接点に至り、同地点から同町道二百二十九号線に沿って西に進み、寄居町道三千九百七十二号線との接点に至り、同地点から同町道三千九百七十二号線に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との接点に至り、同地点から一般国道二百五十四号に沿って北に進み、一級河川荒川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同右岸河川境界に沿って西のち南西に進み、東武東上線との交点を経てさらに南西に進み、主要地方道飯能寄居線との交点に至り、同地点から主要地方道飯能寄居線に沿って北西に進み、正喜橋を経て一級河川荒川左岸河川境界との交点に至り、同地点から同左岸河川境界に沿って北東に進み、東武東上線との交点を経てさらに北東のち東に

埼玉県告示第千七百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

進み起点に至る線で囲まれた区域(六十七・一ヘクタール)

三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 指針案

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は深谷市、大里郡寄居町にまたがる荒川の中流域で、ハクチヨウなどの渡り鳥が越冬の中継地点に利用していることから、当該区域を利用する渡り鳥の生息環境の一層の保全を目的とする。

五 縦覧場所

埼玉県環境部自然環境課

埼玉県北部環境管理事務所

六 縦覧期間

平成二十年八月十五日から平成二十年八月二十九日まで

七 意見書提出先

埼玉県環境部自然環境課

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW所沢店

所沢市牛沼字水久保二千八百三十三番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後八時

(変更後) 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後八時三十分

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成二十年八月二十日

ニ 届出年月日

平成二十年七月三十日

二 縦覧期間

平成二十年八月十五日から平成二十年十二月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十五日から平成二十年十二月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 農業資材館

幸手市大字上高野字菩薩前千二百三十三番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 松山 茂

(変更後)

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 小平 武

ハ 変更年月日

平成十八年一月四日

ニ 届出年月日

平成二十年七月三十一日

二 縦覧期間

平成二十年八月十五日から平成二十年十二月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十五日から平成二十年十二月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千九百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 ペット・ガーデンセンター

幸手市大字上高野字菩薩前千三百三十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 松山 茂

(変更後)

株式会社ジョイフル本田 代表取締役 小平 武

ハ 変更年月日

平成十八年一月四日

ニ 届出年月日

平成二十年七月三十一日

二 縦覧期間

平成二十年八月十五日から平成二十年十二月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十五日から平成二十年十二月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)長崎屋・MEGADON・キホーテ三郷店

三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一 ほか

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

騒音の発生に係る対策について

・夜間時間帯について、人声、荷捌き作業、機械装置、自転車等の騒音を防止するため、防音対策の強化や警備員の巡回指導の徹底、買物カートの回収作業時間の改善等をお願いします。

光害について

・屋外等の照明について、配置や方向、強さ、点灯時間に配慮願います。

対応責任者の明確化

・周辺住民からの意見・要望について、責任者が誠実かつ迅速に対応願います。

二 縦覧期間

平成二十年八月十五日から平成二十年十二月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部地域振興センター

埼玉県告示第千百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平方領々家土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田 清 司

職名	氏名	住所
理事	秋山幸三	上尾市大字平方領々家三二〇
同	秋山忠雄	同
同	秋山幸雄	同
同	石川宇重治	同
同	石川英雄	上野七四一―三
同	市原昭雄	平方領々家一四二
同	大室武美	今泉一―四〇―一
同	小川英一	平方領々家六二
同	小川紀之	同
同	小川晴久	同
同	小川正博	同
同	齋藤重雄	川一―二九―三
同	佐藤喜一	平方領々家三一六
同	佐藤康介	同
同	新木敏雄	同
同	鈴木二郎	同
同	関根正行	上野一五七
同	寺山榮一	平方領々家一四五
同	遠藤明雄	同

埼玉県告示第千百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十年七月十六日に解散認可した清算法人平方領々家土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	秋山幸三	上尾市大字平方領々家三二〇
同	秋山忠雄	同 三二五
同	秋山幸雄	同 一五一
同	石川宇重治	同 六〇四
同	石川英雄	上野七四一―三
同	市原昭雄	平方領々家二四二
同	大室武美	今泉一―四〇―一
同	小川英一	平方領々家六二
同	小川紀之	同 二九―一
同	小川晴久	同 六六
同	小川正博	同 一五一―二
同	齋藤重雄	川一―二九―三
同	佐藤喜一	平方領々家三二六
同	佐藤康介	同 三二〇―三
同	新木敏雄	同 一八八―一
同	関根正行	上野一五七
同	寺山榮一	平方領々家一四五
同	遠藤明雄	同 四八八―一

埼玉県告示第千百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年八月八日認可した。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 名称 矢来用水堰土地改良区
- 二 事務所の所在地 東松山市

埼玉県告示第千百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年八月八日認可した。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 名称 荒川中部土地改良区
- 二 事務所の所在地 深谷市

埼玉県告示第千百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年八月八日認可した。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 名称 青毛堀用悪水路土地改良区
- 二 事務所の所在地 加須市

埼玉県告示第千百十六号

桶川市から桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十五号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千百十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 組合の名称 鴻巣駅東口A地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 組合設立認可公告の日から平成二十一年度

三 施行地区

鴻巣市本町一丁目の一部
鴻巣市本町四丁目の一部
事務所の所在地
鴻巣市本町三丁目七番七号

四 施行認可の年月日

平成十五年四月十五日

五 変更の内容

事業施行期間、資金計画
事業計画の変更の認可の年月日
平成二十年八月十五日

埼玉県告示第千百十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。
平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理

組合

二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から
平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字宮、字原新田、字弥勒、大字下日出谷字高井、字西の各一部

四 事務所の所在地

桶川市大字上日出谷九百四十一番地

一

設立認可の年月日
昭和六十二年七月十四日
変更認可の年月日
平成二十年八月十五日

埼玉県告示第千百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年八月十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年八月一日

指令杉整第二〇〇〇五四一号

二 検査済証番号

平成二十年八月八日第三十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字上川崎字裏五二二、五二三、五九八、五九九―四、六〇―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町栄一丁目二―一
株式会社 大顕
代表取締役 鈴木 正子

埼玉県告示第千百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年八月十五日

埼玉県告示第千百二十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年八月十五日

二 検査済証番号

平成二十年八月八日第三十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字蔵之前二七〇―一の一部、二七〇―一の一部、二七〇五―一の一部、二七〇六一―一の一部、二七〇八一―一の一部、二七〇一七の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町九〇〇番地
株式会社 ベイシア
代表取締役 高山 正雄

埼玉県告示第千百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十年八月十五日

一 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県立日高養護学校スクールバス運行業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等

埼玉県告示第千百二十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年八月十五日

一 許可番号

平成二十年六月二日

二 検査済証番号

平成二十年八月八日第三十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

大里郡寄居町大字富田字小林二一九八―一番地外七三筆
(第一工区)
開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区南青山二丁目一番一号
本田技研工業 株式会社
代表取締役 福井 威夫

埼玉県知事 上田 清司

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間
平成21年1月1日(木)から平成25年12月31日(火)まで
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

- (4) 履行場所
埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

- (5) 入札方法
入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第821号)に基づき、入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

- (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 篠原 義孝 電話048-830-6885(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

この公告の日から平成20年9月5日(金)まで

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県衛生会館3階305会議室 平成20年9月25日(木) 午前9時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当

イ 受領期限

平成20年9月24日(水) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号に該当した場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を平成20年9月10日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければ

ならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年9月10日（水）午後5時までに、埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当（電話048-830-6885（直通） 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Hidaka School for Children with Special Needs"
- (2) Time-limit for tender: 9:00 a.m. 25, september, 2008(tender submitted by mail: 5:00p.m.24, september, 2008)
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Guidance Department, Saitama Board of Education,

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県立本庄養護学校

〒330-9301 埼玉県浦和市高砂三丁目十五番一
 号
 電話 048-830-6885

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立本庄養護学校スクールバス運行業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年1月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第821号）に基づき、入札参加資格者としてA等級に格付けさ

れた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
 - (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 篠原 義孝 電話048-830-6885（直通）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
この公告の日から平成20年9月5日（金）まで
 - (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県衛生会館3階305会議室 平成20年9月25日（木）午前9時30分
 - (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
ア あて先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当
イ 受領期限
平成20年9月24日（水）午後5時（必着）
ウ 提出方法
書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。

- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号に該当した場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を平成20年9月10日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年9月10日（水）午後5時までに、埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当（電話048-830-6885（直通） 〒330-9301 埼玉

県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for "Honjo School for Children with Special Needs"
 - (2) Time-limit for tender: 9:30 a.m. 25, september, 2008(tender submitted by mail: 5:00 p.m 24, september, 2008)
 - (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Special Support Education Division, Guidance Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県知事 熊谷 元

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

平成二十年八月十五日

埼玉県長 田 田 景 臣

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
埼玉県立川越養護学校スクールバス運行業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成21年1月1日(木)から平成22年3月31日(水)まで
ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
 - (4) 履行場所
埼玉県教育局立学校部特別支援教育課長が指定する場所
 - (5) 入札方法

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第821号)に基づき、入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。

(6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 篠原 義孝 電話048-830-6885(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
この公告の日から平成20年9月5日(金)まで

(3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県衛生会館3階305会議室 平成20年9月25日(木) 午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
- ア あて先
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局
 県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当
- イ 受領期限
 平成20年9月24日(水) 午後5時(必着)
- ウ 提出方法
 書留郵便によること。
- エ その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。
- イ 契約保証金
 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号に該当した場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を平成20年9月10日(水) 午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要件
- (6) 落札者の決定方法
 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
 無
- (8) 競争入札参加資格の付与
 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年9月10日(水) 午後5時までに、埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当(電話048-830-6885(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
- (9) 支払条件
 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required : School bus service for "Kawagoe School for Children with Special Needs"
- (2) Time-limit for tender : 10 : 00 a.m. 25, september, 2008(tender submitted by mail : 5 : 00 p.m 24, september, 2008)
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Section, Special Support Education Division, Guidance Department,Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885
- ~~~~~
- 埼玉県教育委員会 平成二十年八月十五日
 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一
 埼玉県教育局 特別支援教育課総務・振興助成担当
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
 電話 048-830-6885(直通)

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
埼玉県立所沢養護学校スクールバス運行業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成21年1月1日(木)から平成22年3月31日(木)まで
ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
 - (4) 履行場所
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長が指定する場所
 - (5) 入札方法
入札金額については、履行期間全体の総額を記載すること。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第821号)に基づき、入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
 - (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 篠原 義孝 電話048-830-6885(直通)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
この公告の日から平成20年9月5日(金)まで
 - (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県衛生会館3階305会議室 平成20年9月25日(木) 午前10時30分
 - (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
ア あて先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当
イ 受領期限
平成20年9月24日(水) 午後5時(必着)
ウ 提出方法
書留郵便によること。
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号

に該当した場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を平成20年9月10日(水)午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年9月10日(水)午後5時まで、埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当(電話048-830-6885(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : School bus service for "Tokorozawa School for Children with Special Needs"

(2) Time-limit for tender : 10 : 30 a.m. 25, september, 2008(tender submitted by mail : 5 : 00 p.m 24, september, 2008)

(3) Contact point for the notice : General Affairs Section, Special Support Education Division, Guidance Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県知事 鈴木 寛

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一
 号 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課
 総務・振興助成担当 電話 048-830-6885

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立狭山養護学校スクールバス運行業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年1月1日(木)から平成22年3月31日(水)まで

ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第821号）に基づき、入札参加資格者としてA等級又はB等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 事故の発生又は発注者の要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有すること。
 - (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 篠原 義孝 電話048-830-6885（直通）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
この公告の日から平成20年9月5日（金）まで
 - (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県衛生会館3階305会議室 平成20年9月25日（木）午前11時
 - (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
ア あて先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当
イ 受領期限
平成20年9月24日（水）午後5時（必着）
ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号に該当した場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を平成20年9月10日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年9月10日(水)午後5時までに、埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当(電話048-830-6885(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : School bus service for "Sayama School for Children with Special Needs"

(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m. 25, september, 2008(tender submitted by mail : 5 : 00 p.m 24, september, 2008)

(3) Contact point for the notice : General Affairs Section, Special Support Education Division, Guidance Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年八月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正 孝

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	入間郡三芳町大字藤久保字西九九〇番五地先から同郡同町大字藤久保字西九二六番八地先まで	一一・二〇〇	二八三・〇〇	交通安全対策事業
新		四三・四〇		
		一三・一〇〇		
		四三・四〇		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年六月六日

指令飯整第二〇〇〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成二〇〇八年八月八日

飯整第二〇〇〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字下川原字船原下

九五番一、九五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

所沢市並木三丁目一番地

所沢パークタウン駅前通り一二号棟

五一三

相澤 庄位

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年六月二十日
指令飯整第二〇〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成二〇〇八年八月八日

飯整第二〇〇〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字下川原字船原下

九五番四、九五番五、九五番六、九五番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字旭台三四番地九

相澤 哲生

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年七月二十二日
指令杉整第二〇〇〇四五〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月六日

杉整第六五四一—一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字臺字南八二四一—、八二五—三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡白岡町西三丁目八番三

ベルレージュ白岡二〇三

柿崎 弘幸・柿崎 絵美子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年八月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

一 道路の種類 県道

二 路線名 上尾久喜線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	久喜市大字下早見字大谷一六二五番四地先から同市大字下早見字大谷一六二四番二地先まで		一六・二二 一八・六二	四一・〇〇	県道蓮田白岡久喜線との交差点の拡幅
新			一八・六二 三四・四〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年八月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

路 線 名	上尾久喜線	供 用 開 始 の 区 間	久喜市大字下早見字大谷一六二五番四地先から同市大字下早見字大谷一六二四番二地先まで	供用開始の期日	平成二十年八月十五日	備 考	延長 四一・〇〇メートル
-------------	-------	---------------------------------	---	---------	------------	--------	-----------------

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年八月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順 一

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
旧新A	久喜市大字下早見字内谷一六七五番二地先から同市大字下早見字大谷一六六二番一〇地先まで	六・八〇	一七・四四	一九二・八三	旧道は国(国土交通省)に引き継ぐ予定
新B		一五・三〇	二五・六〇	三九九・四九	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年八月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順 一

路 線 名	蓮田白岡久喜線	供 用 開 始 の 区 間	久喜市大字下早見字内谷一六二五番五地先から同市大字下早見字大谷一六六二番一〇地先まで	供用開始の期日	平成二十年八月十八日	備 考	延長 一八七・五四メートル
-------------	---------	---------------------------------	--	---------	------------	--------	------------------

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年八月四日

指令杉整第一九〇一八七一号

二 検査済証番号

平成二十年八月八日

杉整第六七三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字東三三二一七、一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町笠原一八一一〇

パークハイツ笠原B一〇二一

小泉 智子

~~~~~

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百一

号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年八月六日

指令杉整第一九〇一七七一一号

二 検査済証番号

平成二十年八月十一日

杉整第六八一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字東三三二一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字東一二七一九

古谷 哲一

~~~~~

埼玉県病院事業告示第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月十五日

埼玉県病院事業管理者

伊能 睿

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS1号 395,400ℓ

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

一 埼玉県熊谷市板井1596番地

(2) 埼玉県立がんセンター 埼玉県北

足立郡伊奈町小室818番地

(3) 埼玉県立精神医療センター 埼玉

県北足立郡伊奈町小室818番地2

3 落札者を決定した日

平成20年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

佐藤興産 株式会社

埼玉県さいたま市大宮区古敷町2丁目44番地

5 落札金額

~~~~~

119,49円(1ℓ当たりの単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日

平成20年6月17日

~~~~~

埼玉県病院事業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年八月十五日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

がんセンター デジタル一般撮影装置 一式

(2) 購入案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成21年1月26日(月)

(4) 納入場所

埼玉県立がんセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント

に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、

消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(2) 公告の日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止措

置要綱（平成 8 年 6 月 13 日付け出物第 180 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 物品の買入れ等に係る契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 19 年 3 月 27 日付出物第 1153 号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 18 年埼玉県告示第 1543 号）に基づき、「物品の販売」の A または B 等級に格付けされた者であること。
- (5) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- (6) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、他の国公立の病院において、同等の医療機器を 2 回以上納入した実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂電話 048-822-1748

(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入り口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する。

(キ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課 会議室

平成 20 年 8 月 27 日（水）午前 10 時 00 分

- (4) 入札の場所及び日時（電子入札による）

埼玉県病院局経営管理課 平成 20 年 9 月 25 日（木）午前 10 時 30 分

開札の場所及び日時（電子入札による）

埼玉県病院局経営管理課 平成 20 年 9 月 25 日（木）午前 10 時 45 分

- (5) 郵便（書留郵便に限る）による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当

平成 20 年 9 月 24 日（水）午後 5 時（必着）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成 14 年埼玉県病院事業管理規程第 4 号。以下「財務規程」という。）第 134 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 118 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Direct FPD Digital Diagnosis System 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:30 a.m. 25, September, 2008. (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. 24, September, 2008)
- (3) Contact Information: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748
- ~~~~~
- 埼玉県病院事業部 第三十号
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付す。
- 平成二十年八月十五日
- 1 調達内容
- (1) 購入等件名及び数量
循環器・呼吸器病センター 生化学分析システム一式の賃貸借
- (2) 購入案件の仕様等

- 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限
平成21年2月1日から平成26年1月31日まで
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (4) 履行場所
埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「賃貸」のAまたはB級に格付けされ、「医療機器」、または「理化学機器」に申請登録している者であること。
- (5) 薬事法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の賃貸業の許可を受けている者であること。
- (6) 他の国公立病院に生化学分析システム等の納入実績を有すること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂電話048-822-1748

(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する。

(キ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課会議室

平成20年8月27日(水) 午後3時00分～

(4) 入札・開札の場所及び日時

入札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成20年9月25日(木) 午前11時00分

開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成20年9月25日(木) 午前11時15分

(5) 郵便(書留郵便に限る)による場合の入札書のおて先及び受領期限

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当

平成20年9月24日(水) 午後5時(必着)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院局事業財務規程(平成14年埼玉県病院局事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院局事業の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院局事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ 当該入札書の提出が、財務規程第9号第9条の規定に該当する入札書

オ 当該入札書の提出が、財務規程第9号第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Clinical Chemical Analysis System
- (2) Time-limit for tender : 10 : 30 a.m. 25, September, 2008. (bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m. 24, September, 2008)
- (3) Contact Infomation : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitauraawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitamaken 330-0074 Japan, Telephone : 048-822-1748

埼玉県公安委員会告示第278号

古物営業法(昭和24年法律第108号)第6条第2号の規定により、平成20年8月6日付けで次の者の古物商許可を取消したので公示する。

なお、被処分者に送達する許可取消処分通知書は、埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課(埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に保管してあるので、出頭の上、その交付を受けられたい。

平成20年8月15日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

1 被処分者

住所又は所在地	氏名又は名称	指令番号
山口県下関市金比羅町7番7号	山田 信作	指令甲第360号

2 注意事項

許可取消処分通知書を受け取らないときは、平成20年8月29日(金)をもって、法律上、当該書類の送達を完了したものとみなす。

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。)	発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)	埼玉県警察ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇二(代表)
-----	---------------	------	-------------------------	-----	--------------------------------------	---	-----	--